岡垣町監査委員告示第4号

監査を行った結果に基づき、措置の内容について通知があったため、地方自 治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月1日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 太田 清人

定期監査の結果に基づく措置状況について

監査の種類 :補助金等監査

定期監査実施日:令和4年5月13日~24日(4日間)

監查対象年度 : 令和3年度

監査指摘事項

指摘事項(共通事項)

前回の補助金監査で要綱が未整備であっ たものは作成されていたが、決裁文書を見 ても補助額等が妥当なのかを判断するため の具体的な説明がなく、制定の根拠等が不 明確なものが多い。

また、補助率・額に「予算の範囲内」「町 長が必要と認めた額」との表現を用い、補 助対象事業も「事業活動に関する経費」と 経費全部を補助対象にしているなど、内容 の特定が難しくかつ裁量幅の大きい表現と なっているものも見受けられた。

更には、決裁文書への決裁日の記入漏れ、 文書管理規程で定める文書を保存する期間 の取扱いが所管課で区々であった。

指摘事項 (個別事項)

- ○岡垣国際交流協会補助金について
- ・要綱作成について

補助対象の上限額 350 万円の根拠が従来 の定額支給額と同一であり、団体の事業を 助成する目的が十分に見直されていないこ とと併せて、基金等内部留保が年間の補助 額をはるかに上回っており、行政改革推進 計画の主旨が活かされていない。

特に人件費の補助内容については、勤務 実績等の貢献度から見て他の団体と比べて かなり優遇され、著しく公平感を欠いてい る。

岡垣町の国際交流事業については、活動 の軸となる国際交流員が令和4年度から廃 止されており、今後の事業のあり方を含め、 補助金交付要綱の再検討が必要である。

措置状況

起案文書への根拠や理由の記載、決裁日 の記入、保存年限については、文書管理規 程で規定されているため、職員に対し文書 を発出し、注意喚起を行います。

補助金交付要綱の補助額、補助対象経費 等については、限定することが難しいもの もあります。今後も、新たな補助金交付事 業を実施する際には、補助額、補助対象経 費等を十分に検討したうえで、要綱の作成 を行います。また、毎年度の予算編成時に は、各団体と協議を行うなどにより必要額 を精査し、予算計上します。

・要綱作成について

これまでの監査指摘を踏まえ、補助の目 的・補助対象事業を明確にするために補助 金交付要綱を作成したものであり、これま での経緯や団体の事業・活動内容を踏まえ 検討をしています。

また、基金の内部留保については、これ までも説明してきたとおり、補助対象外の 事業から、当該団体の自助努力により積み 上げられたものと判断しています。令和4 年度は、行政改革推進計画の主旨を踏まえ、 当該団体の財政的な余力を考慮しながら、 補助金予算の減額等の対応を行っていま す。令和5年度以降は、所要額を精査し予 算計上を行っていきます。

また、人件費の補助に当たっては、人件 費補助ガイドライン等を作成し、不公平感 を是正する必要がある。

・令和3年度補助金について

令和3年度に交付した補助金に係る実績報告等を審査するにあたり、必要な書類の提出を求めていたが、提出されなかった。特に人件費関係の使途を明らかにする書類については、監査委員が求める書類がいまだに確認できていない。

協会に対する指摘後の改善状況については、令和3年12月16日に町が現地で確認を行っているが、助言に当たる部分の取り組み状況については確認がされていない。

また、指導結果については、適宜監査委員に報告するよう決められていたが、文書が提出されるのみで、詳細説明が行われておらず、令和4年1月14日に開催された「一堂に会する場」の説明がなされた以後は報告がない。

監査委員との約束事項が遵守されていないことは大いに問題であり、速やかな改善を強く要請する。

人件費については、団体により活動内容 や事務量が異なることから、一律に設定す ることは難しいと考えます。

国際交流事業については、町としては、 現在の社会情勢等を踏まえると必要と判断 しており、まずは、今回作成した交付要綱 に基づき適切な補助金の交付や事務処理を 行っていきます。

・令和3年度補助金について

必要書類の提出については、通常他の団体が提出する分に加えて、令和3年度補助金に関する詳細資料を提出させていただいております。しかしながら、個人情報等から提出を求めることが難しい資料もあります。今後も求められた資料については、規則等に則り対応していきます。

指摘後の改善状況については、指摘した 事項については確認を行っていますが、助 言については、より事務作業が効率的にな る等の観点から伝えているものであるた め、必ずとり入れる必要があるものではな く、団体に判断を委ねているものであるた め、確認を行っていません。

監査委員への報告については、規則の遵守等について、協会の基本姿勢が改めて示された「改善報告書の提出」や「一同に会する場」の説明以降は、当該団体とのやり取りで大きな動きはなく、監査委員への報告が必要なものがなかったため、報告を行っていません。今後は、各種事務の履行確認を行う中で、必要に応じて例月監査等を通して報告を行っていきます。